

「攻めの農林水産業」の具体化の方向

平成 2 5 年 4 月

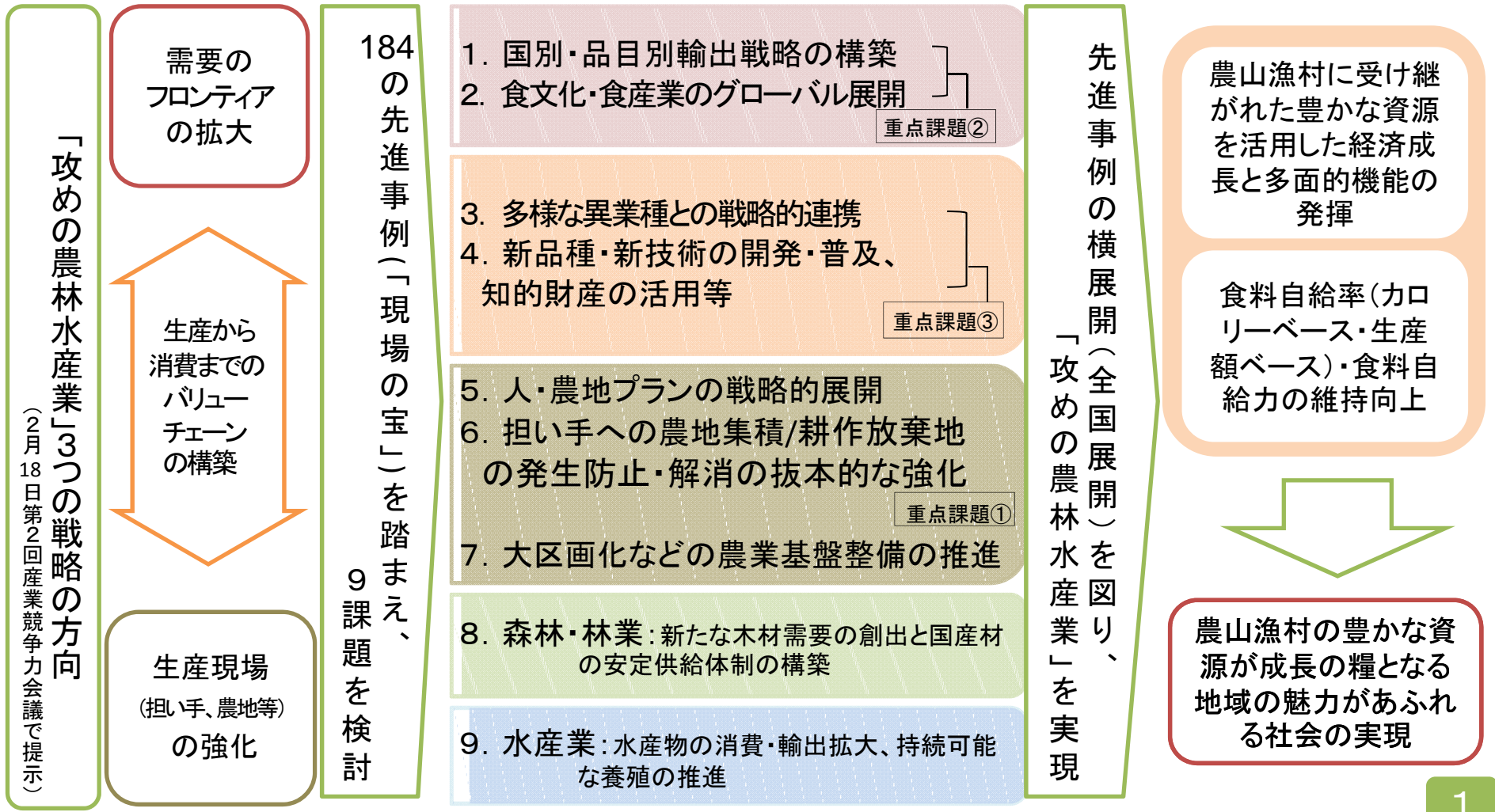
農林水産省

目次

1. 「攻めの農林水産業」の具体化の方向	1
2. 重点課題と政策目標	
①生産現場の強化	2
②需要フロンティアの拡大	3
③バリューチェーンの構築	4
3. 「現場の宝」の全国展開に向けた9課題	5～10
(参考)規制改革について	11～12

「攻めの農林水産業」の具体化の方向

「攻めの農林水産業」の具体化に向け、①需要のフロンティアの拡大、②生産から消費までのバリューチェーンの構築、③生産現場の強化について、（184の先進事例（「現場の宝」）を踏まえ、9課題を設定。これらの**先進事例の横展開（全国展開）**を図る観点から**施策を検討・具体化**。



6 担い手への農地集積／耕作放棄地の発生防止・解消の抜本的な強化

目標

- 担い手への農地集積や耕作放棄地の解消を加速化し、法人経営、大規模家族経営、集落営農、企業等の多様な担い手による農地のフル活用を目指す。
- その手段として、確実に農地の借受け・貸付けの中間的受け皿となる公的組織を整備・活用。

⇒農地集積及び耕作放棄地の解消に関する数値目標を設定する。

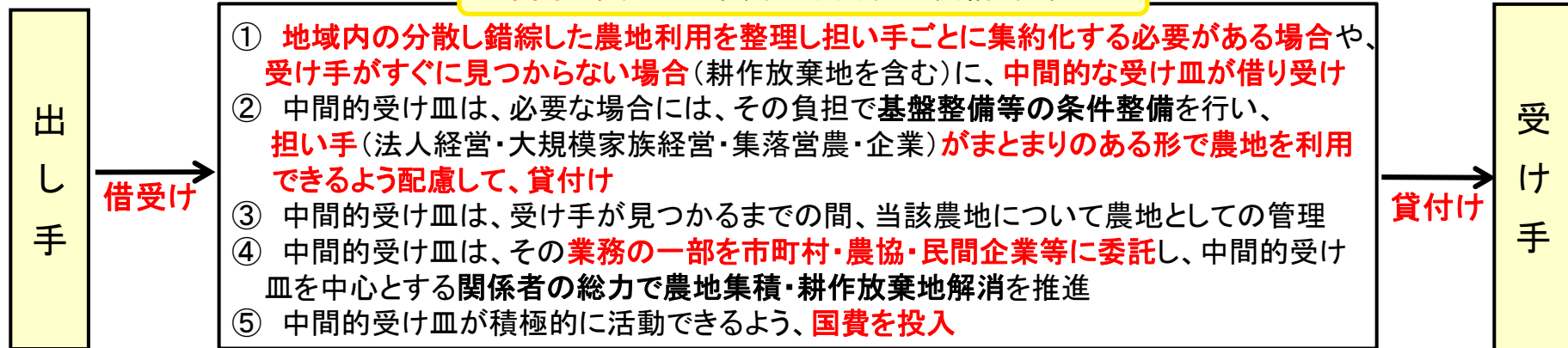
政策の展開方向

1. 農地集積、耕作放棄地解消に係る数値目標を設定。

2. 1を実現する政策手法

①農地の中間的受け皿(県農地中間管理機構(仮称))の整備・活用(法整備・予算措置・現場の話し合いをセットで推進)

中間的受け皿(県農地中間管理機構(仮称))



②耕作放棄地対策の強化

- 既に耕作放棄地となっている農地のほか、耕作していた所有者の死亡等により耕作放棄地となるおそれのある農地(耕作放棄地予備軍)も対策の対象とする。
- 農業委員会は、所有者に対し、中間的受け皿に貸す意思があるかどうかを確認することから始めることとする等、手続の大幅な改善・簡素化により、耕作放棄状態の発生防止と速やかな解消を図る。
- 農地の相続人の所在がわからないこと等により所有者不明となっている耕作放棄地については、公告を行い、都道府県知事の裁定により中間的受け皿に利用権を設定。

【重点課題② 需要フロンティアの拡大】

1 輸出戦略、2 食文化・食産業のグローバル展開

目 標

- 日本の食文化の普及に取り組みつつ、日本の食産業の海外展開と日本の農林水産物・食品の輸出促進を一体的に展開することにより、グローバルな「食市場」(今後10年間で340兆円から680兆円に倍増)を獲得。
- その手段として、国別・品目別輸出戦略を策定し、日本食を特徴づけるコンテンツ(水産物、和牛、日本酒等)の輸出による輸出拡大を目指す。
⇒ 品目別の農林水産物・食品の輸出額に係る数値目標、輸出環境の整備等に係る政策目標を設定する。

政策の展開方向

1. 品目別の農林水産物・食品の輸出額に係る数値目標、輸出環境の整備等に係る政策目標を設定。
2. 1. を実現する政策手法として、日本の「食文化・食産業」の海外展開(Made BY Japan)、日本の農林水産物・食品の輸出(Made IN Japan)、世界の料理界で日本食材の活用推進(Made FROM Japan)の取組を一体的に推進

【日本の「食文化・食産業」の海外展開(Made BY Japan)】

- ① ビジネス環境の整備
(各国の基準・規則の改善働きかけ※、国内規制の国際標準化、各国の基準規制に関する情報提供、模倣品対策等)
- ② 人材育成(進出企業の協働による人材バンク創設)
- ③ 出資による支援(海外需要創出支援機構(仮称)の活用)

【日本の農林水産物・食品の輸出(Made IN Japan)】

- ① 国別・品目別輸出戦略の策定
(重点品目、重点市場への支援の集中化、日本食を特徴付けるコンテンツ(水産物、和牛、日本酒、青果物等)を中心とした輸出モデルへの転換)
- ② ビジネス環境の整備
(各国の基準・規則の改善働きかけ※、国内規制の国際標準化、各国の基準規制に関する情報提供、模倣品対策等)
- ③ 出資による支援(農林漁業成長産業化ファンドの活用)

有機的連携

【日本食材が世界を席巻(Made FROM Japan)】

- ・ 世界一のレストランとされた“エル・ブリ”が“ゆず”の魅力を発見 → 世界中のシェフがメニュー化
- ・ 世界料理人サミットG9で“くず”が注目 → “ゆず”に続く気配
- ・ 中華料理の高級食材として輸出されるホタテ(189億円)、乾燥なまこ(106億円)

日本食材と
世界の料理界との
コラボレーション

【日本食文化の普及】(日本食の普及を行う人材育成、メディアの効果的活用等を各省連携して実施)

※ 改善を求める基準・規則の例

- ・ 原発事故による輸入停止措置の解除
- ・ 牛肉の輸出先国の拡大
- ・ 加工食品の輸出可能な市場の拡大
- ・ 自由販売証明書等、輸出に必要な各種証明書の発行体制の整備

目標

- 食品産業をはじめとする異業種との新結合により、第1次産業の価値を大きく高めながら消費者につないでいく。
- その手段として、農林漁業成長産業化ファンドを本格展開するとともに、我が国の農業の強みを活かすための新品種・新技術の開発・保護・普及方針の策定等に取り組む。

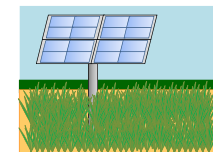
⇒この目標として、6次産業の市場規模に係る数値目標を設定する。

政策の展開方向

1. 6次産業の市場規模について、その拡大に関する数値目標を設定。

2. 1. を実現する政策手法

- ① 農林漁業成長産業化ファンドの本格展開(25年3月末までに全国18のサブファンド(総額460.2億円)の設立を認可)
- ② 医食農連携など多様な業種との連携強化
 - ・ 健康に着目した食の市場拡大による**健康長寿社会の実現と国内需要・市場を拡大**
(食の科学的知見の体系化に向けた産学官の体制整備、都市別の食習慣と健康の関連性の調査、介護食品等機能性の高い食品の市場環境整備、薬用作物国産化のニーズに応えた産地形成、社会福祉法人等の農地を活用した研修・授産の促進)
 - ・ 福祉・教育・観光等と連携した都市と農村の交流の拡充
- ③ 新品種・新技術の開発・普及、知的財産の保護と積極的な活用
 - ・ 我が国農業の強みを活かすため、**品目毎に、新品種・新技術の開発・保護・普及の方針**を策定・公表
 - ・ **農業分野のICT化の推進**。「農場から食卓まで」のトレーサビリティの確保によるバリューチェーンの強化
 - ・ 海外での遺伝資源獲得、海外で品種登録と種苗販売、ロイヤリティ回収、侵害対策等の総合的推進
- ④ 国産農林水産物の利用拡大
 - ・ **国産農林水産物の利用拡大**に向けたモデル地域づくりと新たな仕組みの検討
- ⑤ 農山漁村における再生可能エネルギーの活用
 - ・ 再生可能エネルギーを活用した農林漁業の発展を図る取組を推進するための枠組みの構築
(例)農地上に支柱を立てて営農を継続するタイプの太陽光パネルを一時転用許可の対象化(本年3月末実施))
 - ・ バイオマスを活用したエネルギーの導入促進に向けた検討



「現場の宝」の全国展開に向けた9課題

「1. 輸出戦略」「2. 食文化・食産業のグローバル展開」「3. 異業種との連携」

現状・課題	これまでの取組
(1) 原発事故後の諸外国の輸入規制 (2) 農林水産物・食品の輸出額: 4,497億円(24年) (3) 高齢化社会の進展 (4) 食と農が健康に与える効果等の科学的知見の蓄積が不十分	(1) 諸外国の輸入規制の撤廃・緩和に向けた働きかけ (2) 文化イベントの開催、事業者に対する輸出機会の提供 (3) 医食農連携に関しては、社会システムとしての対応の検討は緒についたばかり

先進事例(「現場の宝」)

海外市場のニーズを把握し、国内市場の規格外品を商品化

- (1) 国内では価格の下落要因になる大型のナガイモを台湾に輸出し販路を確立、ブランド化(事例1)
- (2) 国内では規格外の最小サイズのサツマイモを味重視の香港に輸出(事例1)
- (3) 国内では加工品用・餌用の小型サンマをベトナムに食用として輸出(事例1)
- (4) 東京の市場を活用した、産地間連携による周年供給体制を構築(事例2)

医食農連携の取組

- (1) 高齢者や障害者のリハビリに農園を活用し、とれた果物を地元業者が加工(事例3)
- (2) 地域農産物を活用し、「甘くて美味しい介護食が食べたい」という需要に即して商品開発(事例4)

先進事例の全国展開の方向(再掲)

- (1) 国別・品目別輸出戦略
- (2) ビジネス環境の整備
- (3) 出資による支援
- (4) 日本食文化の普及
- (5) 医食農連携など多様な業種との連携強化

「3. 異業種との連携」「4. 新品種・新技術の導入、知的財産の活用等」

① 6次産業化／新品種・新技術の導入、知的財産の活用等

現状・課題	これまでの取組
(1) 6次産業化の市場規模： 1兆円 (22年)	(1) 農林漁業成長産業化 ファンドを設立(25年2月)
(2) 高品質な国産品種の生産	(2) 地域ブランドにつながる 品種の開発
(3) ブランド化等につながる新品種 ・新技術の迅速な導入が必要	

② 農山漁村における再エネ活用

現状・課題	これまでの取組
(1) 農林漁業者による 再エネ発電の事例 が少ない	(1) 農林漁業者参画型の再エ ネ発電の取組支援

先進事例(「現場の宝」)

- (1) JAと乳業メーカー、食品企業がバリューチェーンを形成
(事例5)
- (2) 開発段階から需要者と結びつき、ラーメン用小麦、製パン
適性の高い小麦を開発(事例6、7)
- (3) 実需ニーズ(ラーメン適性のある小麦生産)に対応した技術
指導(事例6)
- (4) 県による名称・ロゴマークの商標登録による戦略的なブラ
ンド価値の保護(事例6)

先進事例の全国展開のための施策の方向(再掲)

- (1) 品目毎の新品種、新技術の開発・保護・普及の方針
- (2) 農林漁業成長産業化ファンドの本格展開

先進事例(「現場の宝」)

- (1) 土地改良区が主体的に小水力等発電施設を導入し、施設の維持
管理費を大幅に軽減(事例8)
- (2) 生ごみ等からバイオマス発電を行い、売電とともに余剰熱の温室
利用等により高付加価値農産物を生産(事例9)
- (3) 地場産業から発生する多様なバイオマスをフル活用し、発電とと
もに有機農産物生産に活用(事例10)
- (4) 風力発電の売電収入を森林づくりに活用など、地域資源を活用し
たエネルギー生産を農林漁業の発展に活用(事例11)

先進事例の全国展開のための施策の方向(再掲)

- (1) 計画的な小水力等発電施設の整備を促すため、県別マスタープ
ランの策定を支援
- (2) 農地上に支柱を立てる太陽光パネルに係る規制緩和
- (3) 再エネを活用した農林漁業の発展を図る取組を推進するための
枠組みの構築
- (4) バイオマスを活用したエネルギーの導入促進に向けた検討

「5. 人・農地プラン」、 「6. 農地集積等」、 「7. 農業基盤整備」

現状・課題	これまでの取組
(1) 大規模経営体への農地集積の進展 (農地面積(土地利用型)の3割を20ha以上の経営体がカバー)	(1) 地域の農業者の徹底した話し合いを通じた担い手の明確化とそこへの農地集積の合意形成(人・農地プラン)を集中的に実施
(2) 法人経営体の増大と大規模化 (法人経営体はこの10年で2倍になり、12,500法人)	(2) 法人・大規模家族経営の推進、青年就農・法人への雇用就農の促進に向け、補助、出融資、税制等の施策を総動員
(3) 家族経営体の大規模化・集落営農の形成と法人化 (5ha以上層が、家族経営全体の農地面積の45%をカバー)	(3) 耕作放棄地の解消対策(所有者への指導等) (4) 農地の出し手・受け手の仲介組織(市町村段階)の活用
(4) リース方式による企業の農業参入を完全自由化 (平成の農地改革)(株式会社等の農業参入は21年農地法改正前の約5倍のペース)	(5) すぐに出し手・受け手の契約までいかない場合の中間的受け皿組織(県段階)の活用 (6) 農地集積加速化・高付加価値化に取り組む地域の大区画化・畑地かんがい、排水対策等を重点的に推進

先進事例(「現場の宝」)

人・農地プランを軸とした担い手の育成と利用集積の推進による農業の体質強化

- (1) 平成25年2月末現在、プラン作成に至った市町村は876で、プラン作成意向のある市町村(1,560)の56%
- (2) プラン作成を契機に、集落営農法人と個別経営の役割分担を明らかにし、低コスト化や高付加価値化、新規就農を促進(事例12)

地域の関係機関が農地の利用集積、遊休農地の解消に取組

- (1) 農委が農地情報提供システム「アグリ・ハローワーク」を開発。アクセス数も多く、企業参入も含めて順次遊休農地を解消(事例13)
- (2) 省力・低コストの「山口型放牧」により、集落内の耕作放棄地はほとんど解消。県等と連携し、法人化等により取組を拡大中(事例14)

農地の大区画化等による、農地集積・6次産業化、水利施設の長寿命化等による防災・減災対策の取組

- (1) 農地の大区画化による生産性の向上により、生み出された労働力と土地で加工・直売を展開(事例15)
- (2) 老朽化した国営造成施設の長寿命化を契機に地域ぐるみで保全活動を実施(事例16)

先進事例の全国展開のための施策の方向

- (1) 人・農地プラン: 集落の自発的取組を喚起し、地域農業の発展に資する戦略的展開方を検討
- (2) 農地制度: 担い手への集積、耕作放棄地解消を進めるため、農地の中間的受け皿の整備・活用や再生利用の支援の検討(再掲)
- (3) 基盤整備: 生産性向上のための農地集積、耕作放棄地解消、防災・減災対策のための水利施設の長寿命化、低コスト化等の取組を進めるための方策を検討。併せて、施設用地や体験農園を整備し、6次産業化、都市と農村の交流等を進展。

「8. 森林・林業」

現状・課題	これまでの取組
(1) 戦後造成した人工林が利用期を迎えており、森林資源は毎年8,000万m ³ 増加(我が国の木材需要に匹敵)。	(1) 効率的な間伐等の実施に向けて、集約化と路網整備、利用間伐を促進。
(2) 木材自給率は2002年を底として増加傾向にあり、27%に回復したが、国産材の効率的・安定的な供給が不可欠。	(2) 公共建築物等木材利用促進法の制定(H22.5)など、需要拡大に向けた制度の構築。
(3) 地球温暖化防止のため、京都議定書第2約束期間において、森林吸収量3.5%を確保することが大きな課題。	(3) 再生エネルギー固定価格買取制度(H24.7)や木材利用ポイント制度など新たな木材利用の拡大につながる制度の充実。

先進事例(「現場の宝」)

木質バイオマス発電(事例17)

固定価格買取制度を契機に、地域の未利用間伐材を安定的・効率的に供給する仕組みを構築し、地域材の新たな需要を拡大。

国産材の安定供給への取組(事例19)

木材コンビナートの形成により、従来の市売りからマーケットインの考えに基づいた原木の安定的な集荷・供給業務を拡大。これにより、間伐等の計画的な実施も可能に。

CLTの開発・普及(事例18)

断熱性・遮音性・耐火性・耐震性が高く、低品質木材の有効利用が可能なCLT(クロスラミネイト・ティンバー)の技術開発を展開。

コンテナ苗の生産の普及(事例20)

低コストでの造林が期待できるコンテナ苗について、産学官の連携により、技術の開発・普及が推進。コンテナ苗を活用した、新たな施業体系の構築に期待。

先進事例の全国展開のための施策の方向

- (1) CLT等の新技術活用、木造建築物・内装の木質化等の促進
- (2) 森林から消費者までをつなぐ需要に応じた木材流通体制の構築
- (3) 森林資源の循環利用のために、木材を安定供給できる効率的な森林の整備・保全を促進

「9. 水産業」

現状・課題

- (1) 水産物の消費量が近年急減(H13年:40.2kg/人・年→H22年:29.5kg/人・年)している一方、消費者の潜在的ニーズは存在。
- (2) 養殖業について、魚価の低迷、配合飼料価格の高騰等による経営悪化が深刻化。また、赤潮被害も頻発。
- (3) 水産物の輸出に必要な水産加工施設のHACCP認証について、米国向けは進んでいるが、特にEU向けは全国で28施設のみにとどまっている。

ハサップ

これまでの取組

- (1) 官民一体となって水産物の消費拡大に取り組む「魚の国のしあわせ」プロジェクトを開始(H24.7)。気軽に美味しく食べられる「ファストフィッシュ」商品を選定。
- (2) 配合飼料価格の高騰時に補填金を交付する漁業経営セーフティーネット構築事業(H22年度～)、漁業収入安定対策事業(H23年度～)により、経営安定を支援。
- (3) EU HACCPの早期認定に向けて、厚生労働省と連携を強化し、共同で現地状況の把握、マニュアルの作成等を実施(H25.1～)。

先進事例(「現場の宝」)

ブランド化を目指した商品開発や販売戦略(事例21)

地元水産物を活用した新商品開発に漁協女性部が挑戦、地域自体のブランド化に向けてキッチンカーによる移動販売等を展開。



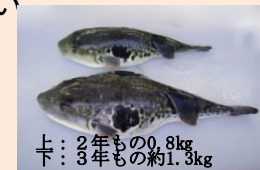
加工場のHACCP認証による積極輸出(事例22)

漁協がオリジナル飼料の開発、トレーサビリティの実施、通年での安定供給と合わせて、養殖ブリ輸出を積極展開。



養殖技術を駆使した高品質トラフグ生産(事例23)

長期養殖技術、陸上養殖技術等の取組により、高品質で安全性の高いトラフグ生産と販路拡大を実現。



先進事例の全国展開のための施策の方向

- (1) 水産物の産地から消費地までの流通の目詰まりを解消し、消費拡大を実現
- (2) 陸上養殖等の技術活用、漁場環境への配慮等を踏まえた最新型養殖業の展開
- (3) HACCP対応等、漁港・水産加工施設の高度衛生管理の推進による水産物の更なる輸出拡大

(参考1)

規制改革に関する最近の農林水産省関係の取組

番号	事項名	取組内容
1	農地における再生可能エネルギーの設置規制の見直し【農地法】	農地に支柱を立てて上部空間に太陽光パネル等を設置し、地面で耕作するような施設について、農地法の一時転用許可の対象とした(平成25年3月31日、通知を発出)。
2	再生可能エネルギーが導入可能な耕作放棄地の区域情報の公開	農林水産省ホームページにおいて、再生可能エネルギーの発電適地選定の参考となる情報等を閲覧できるようにした(平成25年3月21日)。
3	再生可能エネルギー発電設備の設置に係る農地転用許可の明確化【農地法】	第2種農地又は第3種農地において再生可能エネルギー発電設備を設置する場合には、事業主体によらず、農地転用許可を受けて、再生可能エネルギー設備の設置が可能であることを明確化(平成24年3月28日、通知を発出)。
4	農地法面を利活用した太陽光発電設備設置に係る基準の明確化【農地法】	農地法面への太陽光発電設備の設置に当たって、一定の要件を満たすときには一時転用の許可を行うことが可能であることを明確化(平成24年3月28日、通知を発出)。
5	再生可能エネルギー発電設備に供する場合の保安林の指定解除及び作業許可の要件の明確化【森林法】	都道府県、森林管理局及び再生可能エネルギー関係事業団体から実情把握を行い、要件を明確化(平成24年6月29日、通知を発出)。
6	小水力発電推進のための従属発電に関する登録制度の創設【河川法】	既に流水占用の許可を得ている農業用水等を利用して行う小水力発電について、従来の許可制に代えて登録制とすることとし、法案を提出(平成25年4月5日)。
7	防災集団移転促進事業に関する規制緩和【農地法】	東日本大震災の被災市町村が防災集団移転促進事業により移転元の農地を買い取る場合に、農地法の許可を不要とした(平成25年2月4日、省令改正)。
8	農地におけるガス事業の公益特権の整備及び明確化【農地法】	公道等から農地に迂回する場合の埋設管及び管理施設について、農地転用の許可を不要とする(省令改正予定)。
9	農地の面的集積組織(農地利用集積円滑化団体)の民間開放【農業経営基盤強化促進法】	農地利用集積円滑化団体が行う事業の一部を民間に事務委託できるようにする(平成25年4月17日、通知を発出)。
10	農林水産業信用保証保険制度と中小企業信用保証制度の連携強化による資金供給の円滑化【農業信用保証保険法等】	両制度の対象業種等について事例集を作成・配布(平成24年7月31日)するとともに、相互の連絡体制を整備し、事実上のワンストップサービスを提供。
11	農業協同組合の設立認可の際の関係市町村・中央会への協議の廃止【農業協同組合法】	左記協議を廃止することとし、法案を提出(平成25年4月12日)。

(参考2)

関係団体等からの規制改革要望例

	番号	事項名	制度の現状と課題
需要 フロン ティア 拡大	1	水産物輸出拡大のための衛生証明書発行の円滑化【食品衛生法】	中国やロシアへの水産物輸出に必要な衛生証明書を発行する組織が国内に数ヶ所しか存在しないことから、発行業務の円滑化が必要。
	2	うめの需要拡大のための梅酒の表示の適正化【酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律】	うめの需要拡大のため、うめを減らし酸味料を添加した梅酒と酸味料無添加の梅酒とを区別して販売するための表示の基準が必要。
	3	大規模建築物におけるCLTの活用のためのJAS規格の策定【農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律】	建築材としてCLTの利用を促進するため、CLTに係るJAS規格の策定が必要。
	4	付加価値の高い農林水産物・食品の需要拡大のための機能性表示の容認【薬事法、健康増進法、食品衛生法、景品表示法】	付加価値の高い農林水産物・食品の需要拡大のため、特定保健用食品等の場合以外でも機能性表示ができるようにする必要。
バリュー チェーン の構築	5	製造・加工や販売等を行う農業法人等における雇用労働に関する法令上の取扱いの明確化【労働基準法】	農業法人等の従業員が、農業に従事しつつ製造・加工や販売等にも従事する場合の労働基準法上の取扱いを明確化する必要。
	6	食品衛生管理者資格取得に係る負担の軽減【食品衛生法】	食品等の製造・加工には、食品衛生管理者の設置が義務付けられているが、資格取得に長期講習が必要であり、受験者の負担を軽減する必要。
	7	小水力発電推進のための水利権許可手続の簡素化・迅速化【河川法】	小水力発電の水利権取得に当たっては、作成等に労力を要する申請書類の簡素化や許可手続の迅速化が必要。
	8	小水力発電推進のためのダム水路主任技術者の選任基準の緩和【電気事業法】	農業水利施設を活用した小水力発電の推進のため、ダム水路主任技術者の選任が必要な施設の規模要件などの緩和が必要。
	9	NPO等による農林漁業体験民宿の開設を円滑にするための規制の緩和【旅館業法】	地域活性化に取り組むNPO等による農林漁業体験民宿の開設を促進するためには、農林漁業者と同様に構造施設基準の緩和が必要。
	10	食料品アクセス環境の改善【食品衛生法、たばこ事業法、薬事法、消費生活協同組合法】	買い物不自由地域における食料品の購入等の不便の解消のため、移動販売等が円滑に実施できるようにする必要。
生産 現場 の強化	11	農業関連施設の開発許可申請除外の徹底【都市計画法】	市街化調整区域内に設置される農業施設は、開発許可が不要にもかかわらず、農業団体は許可申請を求められることがあり、法解釈の徹底が必要。
	12	無人ヘリコプターの重量規制の緩和【航空機製造事業法】	無人ヘリによるは種・散布コストの低減のため、現行の無人ヘリの重量規制(100kg)の緩和が必要。
	13	農業分野における外国人技能実習生の技術習得の高度化のための在留期間の延長及び制度の透明性の向上【出入国管理及び難民認定法】	農業の技能実習を行う外国人の在留期間は最長で3年間とされているが、高度な技術習得のためには在留期間の延長と、実習生の送り出し・受入れ体制のあり方を含め、制度の透明性の向上が必要。

参考資料集

平成25年4月
農林水産省

平成の農地改革(21年農地法改正)の概要

所有と利用を分離し、「農地の有効利用」を軸として制度を再構築

- 農地の所有者等に適正・効率的な利用の責務を法定

農地集積の円滑化・遊休農地解消策の強化

- 出し手を代理して受け手を探し契約する組織(市町村公社等の農地利用集積円滑化団体)を整備
- 遊休農地について、所有者不明の場合は公告手続き、指導・勧告等の手続きを経て、裁定により強制的に利用権設定

一般企業の農業への参入

リース方式

- 参入の全面自由化
 - ・ リース契約なら、所有と異なり、不適正な利用の場合、契約解除して現状回復できる
 - ・ 農地価格は、収益価格(リース料の25年分)の4倍程度であり、所有権取得では投資回収は困難な状況
- リース期間も最長50年に延長

〔実績〕

法改正後、約3年間で1,071法人がリース方式で参入
(改正前(特区制度)の約5倍のペース)

※ なお、改正前の参入企業436のうち79は、採算が合わない等の事情で撤退したところ

所有方式

- 農地を所有できる農業生産法人の要件を大幅緩和
- | | |
|------------|--------------|
| 農業者等以外の出資者 | |
| ・1出資者当たり | → 廃止 |
| 1/10以下に制限 | |
| ・トータルで | → 加工業者等については |
| 1/4以下に制限 | 1/2未満まで緩和 |

〔実績〕

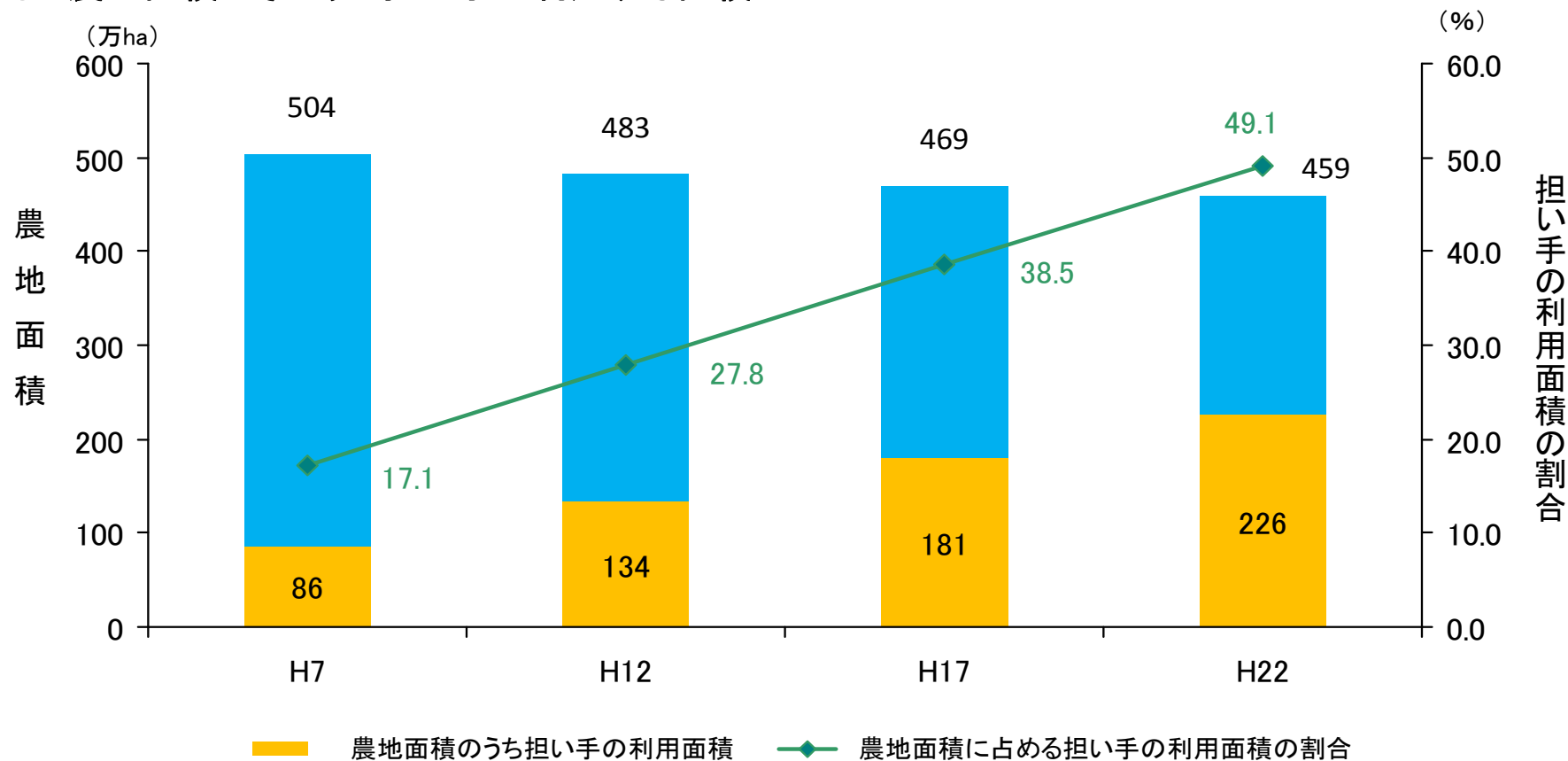
- 平成24年1月時点で加工業者等が出資している農業生産法人は、303法人で全体の11%
- その法人における加工業者等の出資比率が45%超は29法人で全体の10%のみ

※ 平成21年3月の経団連提言では、この法案を経団連の提言を盛り込んだものとして高く評価し、早期成立・施行を要求していたところ。

農地面積に占める担い手の利用面積(ストック)

○ 担い手の利用面積(所有権又は賃借権等の集積面積:ストック)は、平成22年には、226万haとなり、農地面積全体に占める割合は49.1%となっている。

○ 農地面積とそのうち担い手が利用する面積



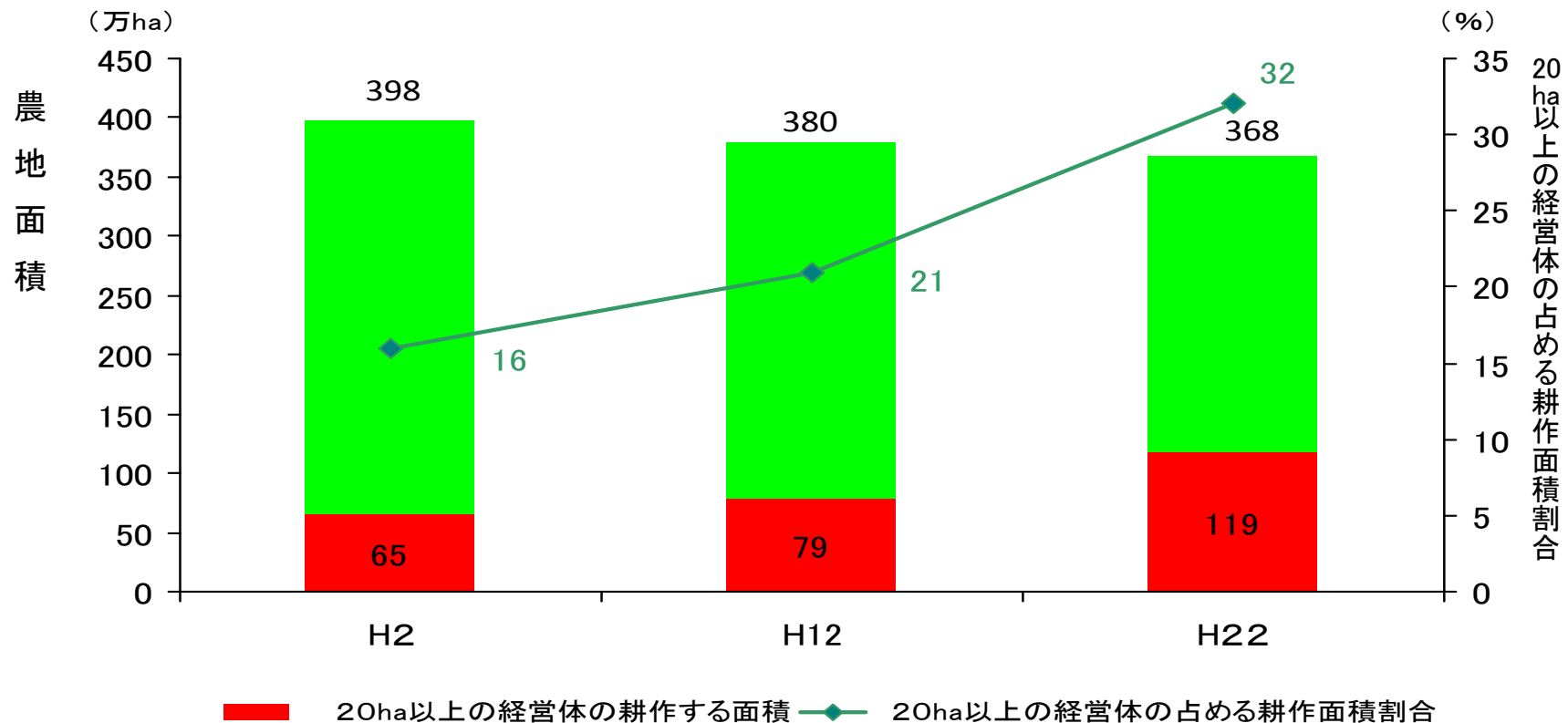
(備考) 1. 農林水産省統計部「集落営農実態調査」、「耕地及び作付面積統計」及び経営局農地政策課調べ

2. 担い手の利用面積とは、認定農業者(特定農業法人を含む)、市町村基本構想の水準到達者、特定農業団体(平成15年度から)、集落内の営農を一括管理・運営している集落営農(平成17年度から)が、所有権、利用権、作業委託(基幹3作業)により経営する面積。

20ha以上の経営体の耕作するシェア

○ 農地流動化の結果、20ha以上の経営体が耕作する面積シェアは、平成22年には、土地利用型農業の農地面積全体の32%となっている。

○ 農地面積とそのうち20ha以上の経営体が耕作する面積

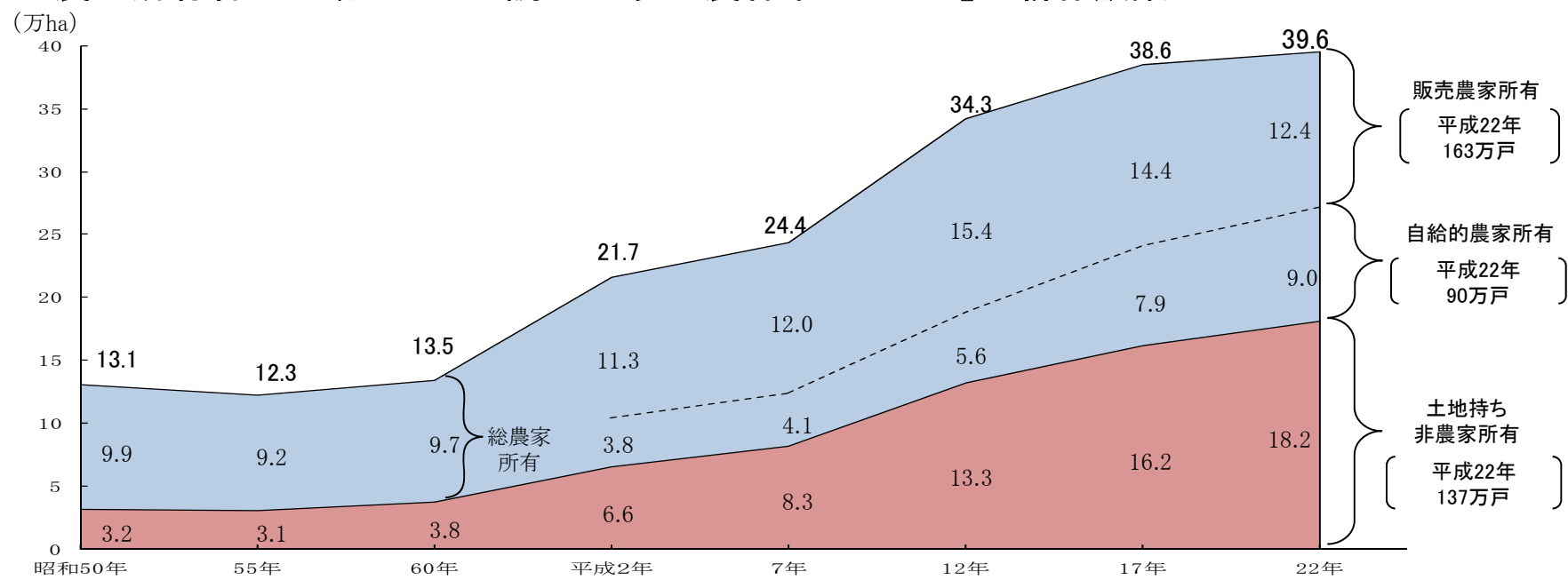


- (備考) 1. 農林水産省大臣官房統計部「農林業センサス」、「耕地及び作付面積統計」に基づく試算。
2. 土地利用型農業の耕地面積合計は、耕地及び作付面積統計の全耕地面積から、樹園地面積、田で野菜を作付けている面積、畑で野菜を作付けている延べ面積を除いた数値。
3. 平成22年は農業経営体の数値。平成2年及び平成12年の数値は、販売農家と販売目的の農家以外の農業事業者の結果を合わせた数値である。

耕作放棄地面積の増加

○ 土地持ち非農家の耕作放棄地は、22年には全体(39.6万ha)の半分にあたる18.2万haまで増加。

○ 農地所有者の主観ベースの調査である「農林業センサス」の耕作放棄地



○ 市町村による客観ベースの調査である「荒廃農地調査」の荒廃農地

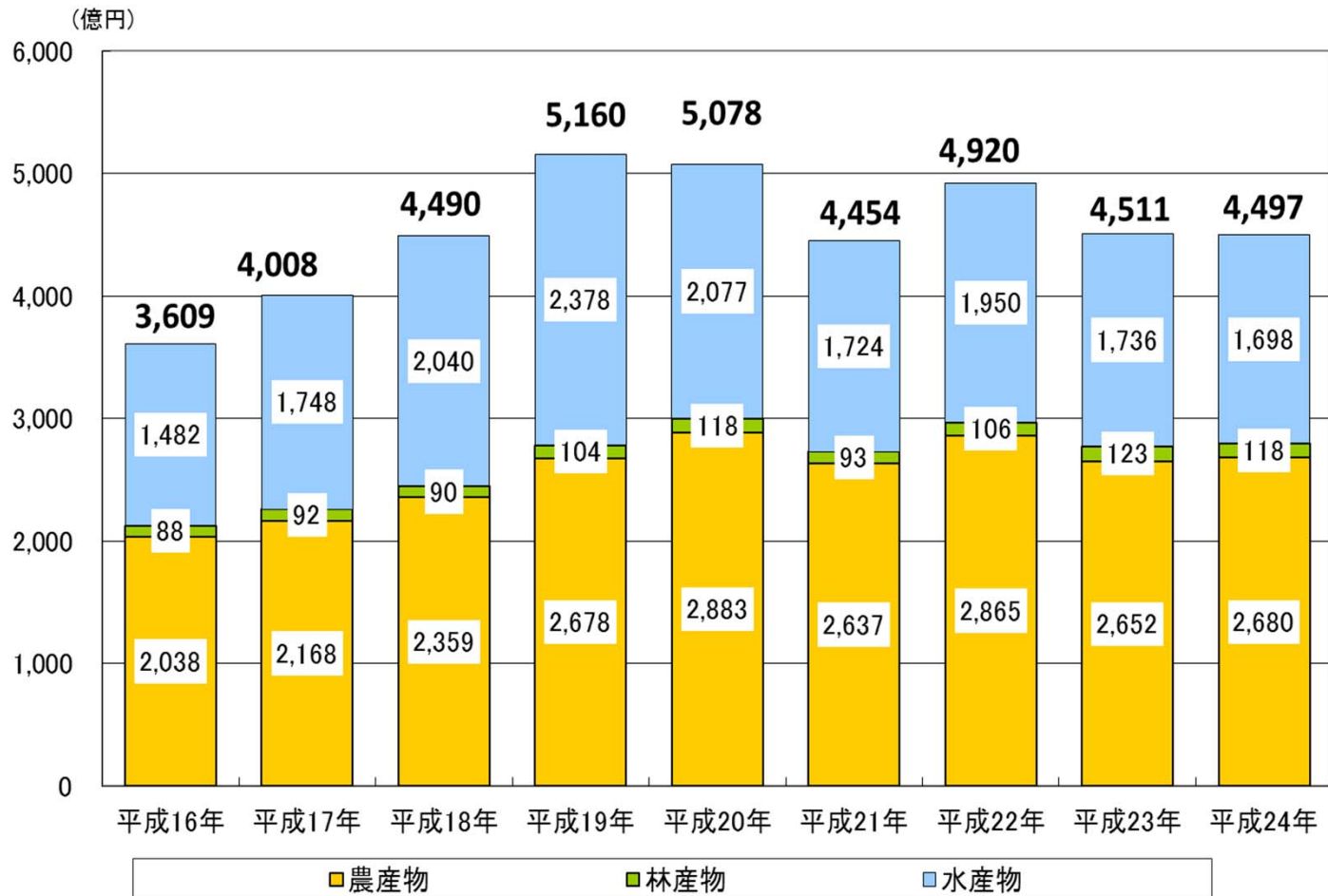
(万ha)

	20年	21年	22年	23年
荒廃農地	28.4	28.7	29.2	27.8
うち、再生利用可能	14.9	15.1	14.8	14.8
うち、再生利用困難	13.5	13.7	14.4	13.0

農林水産物・食品の輸出額の推移

○ 最近の輸出は、景気の影響を受けつつも増加傾向を示してきたが、円高や原発事故の影響等により大きな落ち込み。

○我が国の農林水産物・食品の輸出額



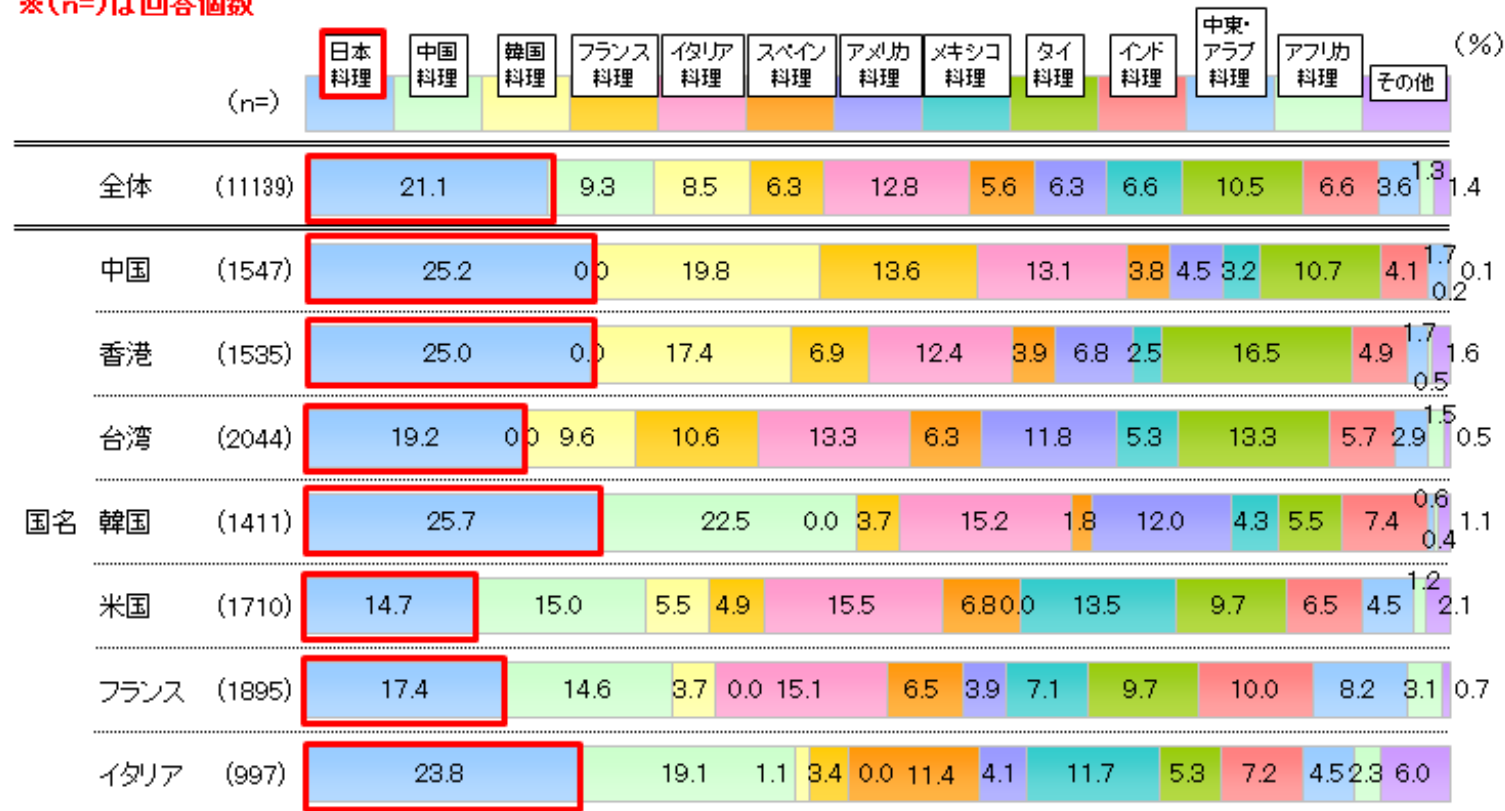
資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省が作成

ジェトロアンケート(好きな外国料理)

○ 「食」の人气が1番高いのは日本食だが、輸出に結びついていない(2011年)。

質問:「好きな料理かつ外食で食べる外国料理はどれですか」

※(n=)は回答個数



(出典)ジェトロ「日本食品に対する海外消費者調査(中国、香港、台湾、韓国、米国、フランス、イタリア)」2013年3月5日公表
 (※1) (n=)は回答個数、実施国の料理は選択肢から除外

6次産業化の取組状況

- 6次産業の市場規模は平成22年で約1兆円。
- 農産物の加工に取り組む農業経営体は、平成22年2月1日現在で34,172経営体（平成17年23,913経営体から42.9%増加）。

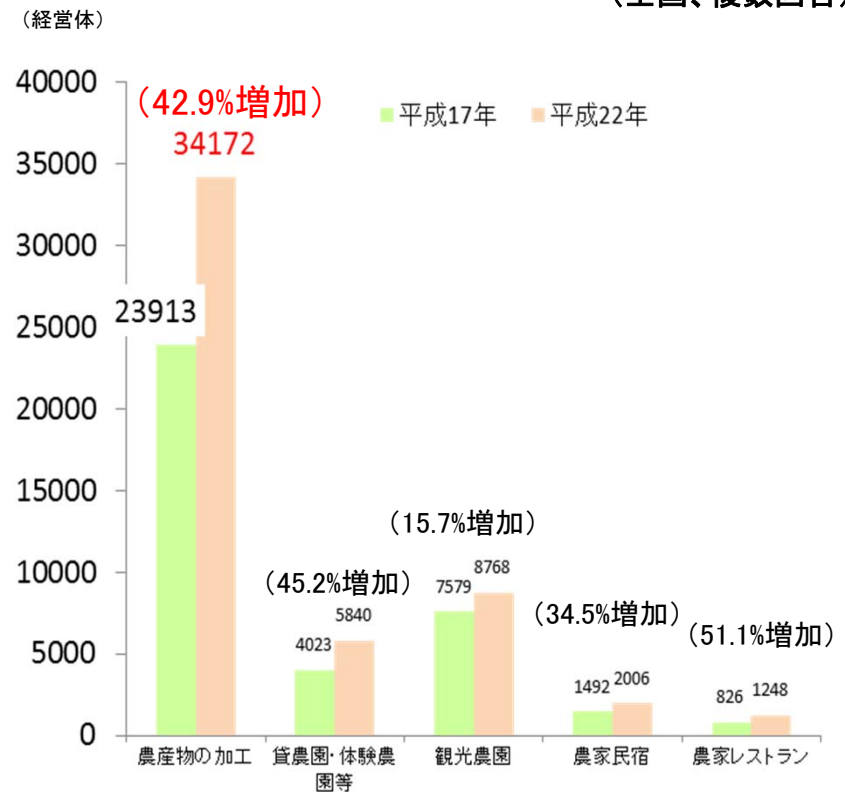
○6次産業の市場規模

分野	市場規模
直接販売	0.6兆円
加工	0.3兆円
観光・レストラン	0.04兆円
合計	約1兆円

資料：農林水産省「農産物地産地消等実態調査」、
「農業経営統計調査経営形態別経営統計」、
「2010年世界農林業センサス」を基に作成

○農業生産関連事業への取組状況

（全国、複数回答）



資料：農林水産省「2010年世界農林業センサス（平成22年2月1日現在）」

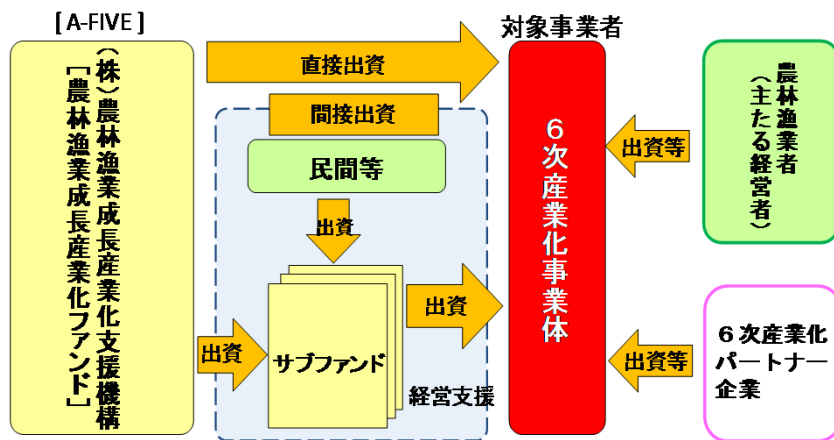
農林漁業成長産業化ファンド(A-FIVE)の始動

概要

2月1日に、株式会社 農林漁業成長産業化支援機構が開業。

英名 Agriculture, forestry and fisheries
Fund corporation for Innovation,
Value-chain and Expansion Japan
【A-FIVE】

- 24年3月に18サブファンド（官民計460億円規模）について支援を決定。



サブファンドの概要

➤ J Aグループ

- ・サブファンドで100億円規模。
- ・農業者、J A、連合会、パートナー企業等が設立する合併事業体を支援
(日本農業新聞 平成24年10月6日)

➤みずほコーポレート銀行

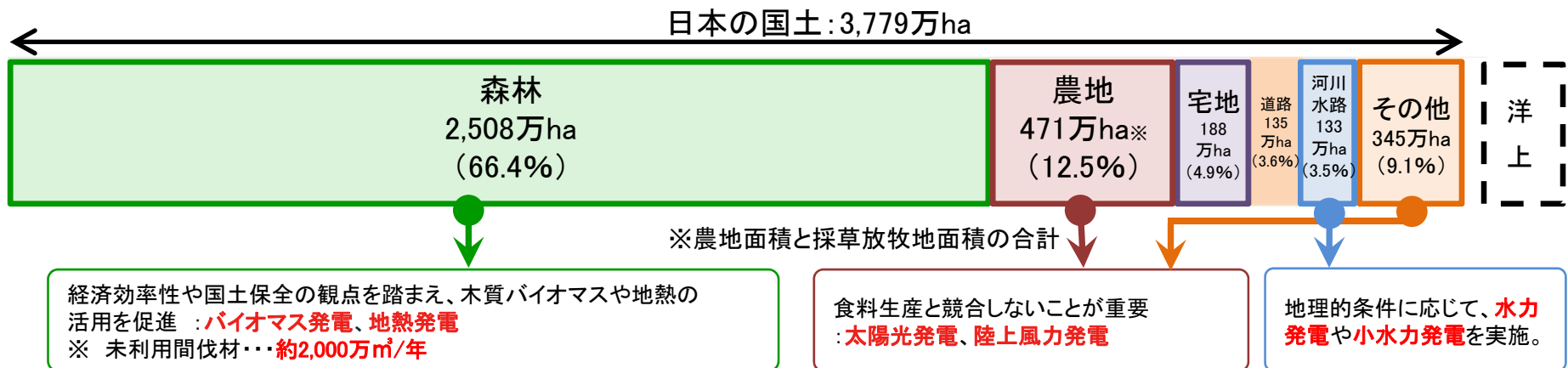
- ・地域金融機関と連携し、計100億円規模で複数組成予定。
- ・広域宅配(通販)、農業観光、海外進出のモデルを想定 (産業競争力会議 平成25年1月23日 資料)

- この他、北海道銀行、北洋銀行、七十七銀行、福島県地域金融機関等、千葉県内11金融機関、第四銀行、群馬県上野村、静岡銀行、愛媛銀行、伊予銀行、西京銀行、西日本シティ銀行、大分銀行、肥後銀行、エー・ピーカンパニー、ぐるなびが主に出資するサブファンドについて支援を決定。

農山漁村における再生可能エネルギー発電の導入について

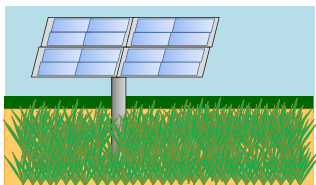
○ 国土の大宗を占める農山漁村は、森林資源等のバイオマス、水、土地などの資源が豊富に存在し、再生可能エネルギー利用に高いポテンシャルを秘めている。農林漁業との両立を図りながら、これらを再生可能エネルギーの生産に活用し、その利益を地域に還元していく取組を地域主導で進めることにより農山漁村を元気にしていくことが重要。

○ 国土構成から見た再生可能エネルギーの導入のあり方



○ 農業と再生可能エネルギーの両立が図られた例

支柱を立てて営農を継続する太陽光パネル等について



- ・支柱の基礎部分を一時転用許可の対象に（3年間）
- ・周辺の営農上問題がない場合は再許可可能
- ・これにより、優良農地であっても営農を継続する太陽光パネルの設置が可能に（平成25年3月31日付で措置）

< 今後の施策の検討方向 >

農山漁村における再生可能エネルギーの活用を促進するため、再生可能エネルギーを活用した農林漁業の発展を図る取組を推進するための枠組みやバイオマスを活用したエネルギーの導入促進に向けた検討を行う。